

令和3・4年度

北見市物品供給等競争入札参加資格審査申請要領

(定期受付用)

北見市（上下水道局を含む）における、物品供給等の競争入札参加資格審査申請の資格及び申請方法等について、次のように定めます。

1. 基本的資格要件

- (1) 北見市（上下水道局を含む）が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項又は第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者であってはなりません。
- (2) 銀行取引停止を受けている者であってはなりません。
- (3) 市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税を滞納している者であってはなりません。

2. 審査基準日

令和2年12月1日

3. 資格要件

競争入札参加資格者は、上記の基本的資格要件の他に、下記に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前1年間に、申請する希望品目に関する事業高があること。

※ 申請の品目は、別表1に掲げるとおりです。

申請する希望品目によって、営業に関し、法令の規定により許可・免許・登録等の諸資格証が必要となります。

※ 本店以外の支店・営業所（以下「営業所等」という。）が、本店から契約締結、入札・見積、請求等について、常時権限を委任^{*}されている場合は、当該営業所等が受任者として希望する業種の入札参加資格を受けることができます。
（※ 委任状の提出が必要となります。）

※ 申請品目数は、大分類で3部門を限度とします。

ただし、リース部門を申請する場合は、リース部門を含め4部門を限度とします。

(別表1参照。中分類以下については、申請品目数に制限はありません。)

4. 資格要件の特例措置

(1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された事業協同組合、企業組合等及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合については、下記のいずれかに該当するときは、各資格要件のうち営業年数に関する資格要件は、適用しません。

ア 中小企業庁が行う官公需適格組合証明を有するとき。

イ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

(2) 前項でいう法に基づき設立された組合等については、申請時において、構成員の複数が各資格要件で規定する営業年数及び完成工事高(事業高)又は売上高に関する資格要件を満たしているときは、当該資格要件を満たすものとします。

5. 資格の消滅

競争入札参加資格者が、下記の各号の一に該当したときは、当該資格は消滅するものとします。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき、競争入札への参加を排除されたとき。

(3) 営業に関し、法令の規定による許可・免許・登録等を要する場合において、当該許可・免許・登録等を取り消されたとき。

(4) 審査基準日以降において、銀行取引停止を受けたとき。

6. 資格審査申請内容の変更及び追加申請について

(1) 資格の有効期間(令和3・4年度)内に、申請の内容を変更した場合には、競争入札参加資格審査申請書変更届にその変更を証する書類(登記事項証明書【コピー可】、委任状等)を添付して速やかに提出してください。

(2) 既に競争入札参加資格を有している者が、業種の追加を希望する場合には、再度申請が必要となります。

(3) 営業所等で許可を有していることが資格要件となる業種において、本店で競争入札参加資格を有している者が受任事務所として営業所等を開設する場合は、登録内容の変更ではなく、再度申請が必要です。

7. 競争入札参加資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請期間

令和2年12月8日(火)から12月22日(火)まで(土・日曜日を除く)

(2) 受付

場所：北見市役所 桜町仮庁舎 入札室(北見市桜町2丁目9番地1)

時間：午前9時～午前11時30分 午後1時30分～午後4時30分

※ 時間内に入札室に入室した方に限ります。時間を過ぎた入室は午後もしくは翌日の受付となります。

(3) 資格の有効期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)

(4) 申請用紙及び申請方法

申請用紙は、総務部契約課及び各総合支所総務課で配布する他、ホームページに掲載します。

書類の記載方法等については、『手引き』を参照してください。

原則、持参となります。ただし、北見市内に本店または支店等がない場合に限り、郵送可(令和2年12月22日消印有効)といたします。

(5) 問い合わせ先

北見市 総務部 契約課 (TEL 0157-25-1242)

希 望 指 定 品 目 分 類 表

別表 1

大分類		中 分 類		小 分 類		許可・登録・届出等
CD	名称	CD	名 称	CD	名 称	
A	事 務 部 門	01	事務用機器類	01	コンピュータ	
				02	複写機・ファクシミリ	
				03	事務用機械・器具	
				04	机・椅子・保管庫類	
				99	その他	
		02	事務用品類	01	文房具	
				02	OA用品	
				03	用紙類	
				99	その他	
		03	印章・記章・ネームプレート類	01	ゴム印・印鑑等	
				02	記章・カップ・トロフィー等	
		04	写真類	01	カメラ・カメラ用品	
02	DPE					
99	その他					
B	教 育 部 門	05	教材用品類	01	教材用品(家庭用電化製品を除く)	
				02	視聴覚機器	
				99	その他	
		06	理化学・計測機器類	01	実験用機械器具	
				02	各種計測器等	計測器販売等事業登録証
		07	音楽用品類	00	音楽用品全般	
		08	保育用品類	00	保育用品全般	
		09	体育用品類	01	スポーツ用品	
				02	体育館施設機器(制作含む)	
		10	舞台用品類	01	舞台用品(舞台幕・緞帳類含む)	
				02	音響設備	
				03	照明設備機器	
04	大道具備品					
99	その他					
11	図書及び定期刊行物類	00	図書等全般			
12	その他	00	その他			
C	衛 生 部 門	13	医療器械・器具	01	医療器械(設備含む)	医療用具販売事業届出
				02	医療器具全般	医療用具販売事業届出
		14	医療用品類	00	医療用品全般	医療用具販売事業届出
				00	医療用薬品全般	医薬品販売業許可
		16	科学薬品・工業薬品類	01	一般試薬	毒物・劇物販売業登録票
				02	工業薬品	毒物・劇物販売業登録票
D	産 業 部 門	17	土木建設・農林業機械器具類	01	除雪機	
				02	発電機	
				03	コンプレッサー	
				04	草刈機	
				99	その他	
		18	農林業用種苗・薬品・資材類	01	種苗	
				02	農業薬剤	肥料・農薬届出,動物医薬品許可,劇毒物許可登録
				03	農業用資材	
				99	その他	
		19	電気通信器具及び電気器具類	01	制御機器	
				02	家庭用電気器具	
				03	通信機器(ワイヤレス機器等)	
				99	その他	
		20	各種機械及び工具類	01	機械工具類	
				02	工作機械	
				03	金属工作物	
				99	その他	
		21	建材・原材料類	01	木材	
02	コンクリート(二次製品含む)					
03	塩化カルシウム					
04	水道用資材(水道メーター含む)					
99	その他					
22	建具及び木製品類	00	木製品全般(制作)			
23	家具及び室内装備品類	01	家具類			
		02	垂幕・暗幕・旗等			
		99	その他			

希 望 指 定 品 目 分 類 表

別表 1

大分類		中 分 類		小 分 類		許可・登録・届出等	
CD	名称	CD	名 称	CD	名 称		
D	産 業 部 門	24	看板類	00	制作看板等		
		25	保安器具・消防器材類	01	保安器具		
				02	消防設備機器・消火器等		消防設備士免状
				03	標識		
				04	メーター類		
				99	その他		
		26	金物及び日用雑貨類	01	厨房機器		取扱有資格者の証
				02	日用雑貨(台所・食卓用品含む)		
				03	暖房機器		取扱有資格者の証
				04	ガス器具		取扱有資格者の証
99	その他						
27	その他	00	その他		火薬については、火薬類販売許可書		
E	織 維 ・ 皮 革 ・ ゴ ム 部 門	28	被服類	01	作業服・制服等		
				99	その他		
		29	寝具類	00	寝具類全般		
		30	皮革・ゴム製品類	01	靴類		
				99	その他		
31	一般繊維類	00	繊維類全般				
F	燃 料 ・ 油 脂 部 門	32	車両用燃料類	01	ガソリン	石油製品販売業届出	
				02	軽油	石油製品販売業届出	
				99	その他		
		33	暖房用燃料類	01	灯油	石油製品販売業届出	
				02	重油	石油製品販売業届出	
				03	プロパンガス	高压ガス、液化ガス許可	
				04	石炭・コークス		
				99	その他		
		34	油脂類	01	潤滑油・オイル		
				02	グリース		
03	不凍液						
G	印 刷 部 門	35	印刷・製本類	00	印刷・製本		
		36	特殊印刷類	01	OCR		
				02	フォーム印刷		
				03	地図印刷(作成)		
				99	その他		
37	複写類	00	複写類全般(青写真含む)				
H	特 殊 部 門	38	百貨店及び総合商社類	00	百貨店、総合商社	大規模店舗届出	
I	車 両 部 門	39	自動車類	00	自動車全般		
		40	自転車・その他車両類	00	自動車以外の車両		
		41	車両用品類	01	タイヤ・チューブ		
				99	その他		
42	車両整備類	01	車検整備		工場認定、指定、認定		
		02	定期点検(修繕含む)		工場認定、指定、認定		
J	リ ー ス 部 門	43	車両類	00	車両		
		44	建設機械類	00	建設機械		
		45	事務用機器類	00	事務用機器		
		46	その他	00	その他		
K	そ の 他 部 門	47	時計・眼鏡及び貴金属類	00	時計、眼鏡、貴金属等		
		48	食料品類	00	食料品全般	衛生食品営業許可書、米穀販売届出書	
		49	電力	00	電力	電気事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の登録	
		50	その他	00	その他		